

交通関係

1 交通費助成

一定の障がいのある方に対して、社会参加の促進を目的として交通費の一部を助成しています。

対象者・助成の種類（3つの券種のうちから、いずれかひとつを選択）

【重度】

対象者	助成の種類	内容
○身体障がい1～2級 ○知的障がいA ○精神障がい1～2級	福祉乗車証（福祉バス）	市内の地下鉄・市電・JRバス・じょうてつバス・中央バス・夕鉄バス・ばんけいバスを無制限で利用できます。
	福祉タクシー利用券	年最大 39,000 円分（500 円券 78 枚）
	福祉自動車燃料助成券	年最大 30,000 円分（1,000 円券 30 枚）

【中度】

対象者	助成の種類	内容
○身体障がい3～4級 ○知的障がいB ○精神障がい3級	サピカへのチャージ回数券（夕鉄バス・ばんけいバス）	年最大 52,000 円分
	福祉タクシー利用券	年最大 13,000 円分（500 円券 26 枚）
	福祉自動車燃料助成券	年最大 10,000 円分（1,000 円券 10 枚）

注：戦傷病者手帳、いつくしみの手帳、被爆者健康手帳をお持ちの方への助成も実施しております。詳細につきましてはお問い合わせください。

注：サピカへのチャージを申請する方で、ご自身でサピカを用意することが難しい場合は、区役所窓口でご相談ください。

有効期間

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳終期又は手帳終期の12か月前まで
上記以外の手帳をお持ちの方	次回の誕生日前月末まで

注：1日生まれは、その前月生まれとして扱います。

注：上記の前に70歳に到達する場合は、有効期間が誕生月の前月末までになります。

注：満 12 歳になる年は、その年の年度末までが有効期間となります。

注：有効期間が 1 年未満となる場合は、助成の上限額が月割となります。月割額についてはお問い合わせください。

更新時期

有効期間終了の月の初日から（祝日等の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日以降）次回更新時期は、手帳の備考欄のシールやスタンプで確認することができます。

注：助成内容を変更する場合は、有効期間経過後から更新ができます。

手続

以下の申請に必要なものを持って、各区役所窓口（サピカへのチャージの方は市役所も含む）でお手続きをしてください。

○各種手帳

○現在お使いの福祉乗車証

○車検証のコピー（福祉自動車燃料助成券を申請する場合）

○記名サピカ又は福祉割引サピカ（サピカへのチャージを申請する場合。すでにサピカへのチャージを受けている場合は、利用登録済みのサピカ）

※代理で申請する場合は、上記に加えて、代理人の方のお名前の確認できるものが必要です。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

注意事項

○いったん助成を受けた場合は、有効期間中の助成内容の変更はできません。

○手帳の等級が重くなった場合でも、すでに助成を受けている場合は、有効期間中の助成内容の変更はできません。

○手帳を複数所持している場合でも、重複して助成を受けることはできません。

○助成を受けたものは、本人以外利用できません。

○交通費助成の不正な利用があった場合は、次回の助成が停止となることや、助成額の全部又は一部を返還させることがあります。

○交通費助成とは別に、タクシー料金の割引制度（7「タクシー料金の福祉割引制度」を参照）や、公共交通機関の運賃割引制度（8「バス・市営交通の運賃割引」を参照）が利用できる場合があります。

2 通所交通費助成

定期的に通所する障がいのある方や難病患者等の身体機能や生活能力等の維持・向上を図り、社会参加や社会復帰を促進することを目的に、定期的に通所するために要する交通費の一部を助成しています。

助成対象等

対象者（手帳の等級）	対象通所施設	対象交通機関
<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい（3～6級） ○知的障がい（B・B-） ○精神障がい（3級） ○自立支援医療（精神通院医療）を受けている方 ○知的又は精神障がいにより対象施設のいずれかに通所している方 ○難病患者等 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A・B型） ○地域活動支援センター （※相談支援併設型、就労者支援型を除く。） ○地域共同作業所 	<ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄 ○市電 ○JRバス ○中央バス ○じょうてつバス ○夕鉄バス ○ばんけいバス ○JR鉄道

※対象者は、市内に居住し、住民登録をしている方です。また、原則、自宅から通所施設までの直線距離が1km以上の方です。（ただし、障がい等の状況によっては、1kmに満たない方でも助成の対象となる場合があります。）なお、対象施設には、札幌市外の施設も含まれます。

※身体障がい1・2級、知的障がいA（重度判定）、精神障がい1・2級の方は、原則助成の対象となりません。ただし、JR鉄道を利用する場合は、JR鉄道の利用分についてのみ、助成対象となることがあります。また、障がい者交通費助成制度において福祉乗車証の交付を受けている方については、市外施設に通所している場合も助成対象となる場合があります。

※生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援を受けている方は原則助成対象となりません。

助成内容

- 1か月単位で施設を通じて助成
- 1日当たりの助成額は、自宅から通所施設までの運賃（実費分）に助成率を掛けた金額

（助成率について）

- ア 利用する交通機関のすべてで、交通事業者による障がい者への運賃割引が適用される場合⇒ **25%**

※ただし、月の通所日数が20日を超える場合、20日を超えた分については、助成率を**50%**に引き上げます。

イ 利用する交通機関に、運賃割引が適用されないものが含まれる場合
⇒ **50%**

◇障がい保健福祉部障がい福祉課

(中央区北1条西2丁目 市本庁舎内 ☎ 211-2936)

3 JR 旅客運賃割引

障がいのある方が単独又は介護者の方とともに JR を利用する場合に、運賃が5割引になります。

対象者 身体障害者手帳又は療育手帳を受けている方又は第1種障害者（おおむね重度）及び定期券を使用する12歳未満の第2種障害者の介護者

内容

種類	利用できる方	割引率
普通乗車券	○第1種障害者が単独又は介護者と共に利用する場合 ○第2種障害者が単独で利用する場合 ※ともに単独で利用する場合は片道100km超	5割
定期乗車券	○第1種障害者が介護者とともに利用する場合 ○12歳未満の第2種障害者とともに利用する介護者 ※第1種障害者本人が小児定期を購入する場合は無割引。介護者用定期は通勤定期に限る。	5割
回数乗車券 普通急行券	○第1種障害者が介護者と共に利用する場合（特別急行券を除く。）	5割

※ 第1種障害者：身体障害者手帳の視覚1～3級と4級の一部、聴覚2～3級、肢体不自由1級と2～3級の一部、「ぼうこう又は直腸の機能障害4級」を除く内部障害1～4級。療育手帳の「A」

第2種障害者：第1種障害者以外の身体障害者手帳及び療育手帳所持者（いずれも、身体障害者手帳及び療育手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」の欄に「第1種」又は「第2種」の記載があることが条件です。）

手続 駅窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示して乗車券を購入。なお、片道 100km までの区間を第 1 種障害者が介護者と共に利用する場合、普通乗車券及び急行券は券売機でも購入可（この場合、小児券を購入）。券売機で購入した場合は、改札時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示する。

◇ JR 各駅

4 被救護者旅客運賃割引

JR から指定を受けた施設などに入所している方が、帰省・通院・入退院などのため JR を利用する場合、普通旅客運賃が 5 割引になります。

手続 施設長から割引証の交付を受け、乗車券を購入する際に提出します。

◇ JR 各駅

5 航空旅客運賃割引

障がいのある方が単独又は介護者の方とともに国内定期航空路線を利用する場合、障がいのある方や介護者の運賃が割引になります。（対象者や割引率など各航空会社によって取扱が異なりますので、直接各航空会社にお問い合わせください。）

対象者 満 12 歳以上の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び障がいのある方と同乗する介護者

手続

① 身体障害者手帳所持者（介護者含む。）

航空券販売窓口で身体障害者手帳を提示して航空券を購入。

② 療育手帳所持者（介護者含む。）

航空券販売窓口で療育手帳を提示して航空券を購入。

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者（介護者含む。）

航空券販売窓口で精神障害者保健福祉手帳を提示して航空券を購入。

◇ 各航空会社

6 有料道路障害者割引

身体に障がいのある方又は重度の知的障がいのある方が、自動車に乗車して有料道路を利用する場合に、通行料金が正規料金の5割引になります。

- 対象者**
- ① 身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合
 - ② 身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます。）をお持ちの方（手帳の記載事項中、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第1種」と表示されている方）が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合

なお、自動車の形状及び用途による制限があります。

手続 区保健福祉課で手帳に対象者である旨の証明シールの交付を受けてください。手帳、運転免許証（割引種別が第2種の場合）をお持ち下さい。ETCの場合は車検証（自家用車で、原則本人又は親族の名義。ただし、これらの方が所有していなければ日常的に介護している方名義でも可。令和5年1月より発行開始となる電子車検証（A6サイズ）をお持ちの方につきましては、所有者の情報を券面に確認することができませんので、併せて発行される「自動車検査証記録事項」も電子車検証と併せてお持ちください。）、障がい者本人名義のETCカードとETCセットアップ証明書も必要です。

通行料金支払い方法

高速道路・藻岩山観光自動車道 料金所で証明印のある手帳を提示し、割引後の料金を支払います。

高速道路でETCを利用する場合は、登録が完了してから割引されます。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

7 タクシー料金の福祉割引制度

障害者手帳をお持ちの方が、タクシーをご利用の際、メーター表示額から1割引されます（割引後の料金の10円未満は切り下げ）。なお、迎車料金は割引の対象となりません。乗車の際に手帳を提示してください（手帳種別・手帳番号等を転記する場合があります。）。

◇札幌ハイヤー協会業務課（中央区南8条西15丁目 ☎ 561-1171）

◇各介護タクシー事業者

※割引が適用されない場合がありますので各事業者にお問い合わせください。

8 バス・市営交通の運賃割引

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

単独又は介護者とともにバス・市営交通を利用する場合、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の種別に基づき、下表のとおり運賃が割引になります。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

市営交通（地下鉄・市電）、ばんけいバスについては、運賃が5割引（介護者とともに利用する場合、介護者の運賃も5割引）になります。

	第1種の方	第1種の介護者	第2種の方	第2種の介護者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の介護者
ジェイ・アール北海道バス	5割引	5割引	5割引	割引なし	割引なし	割引なし
中央バス						
夕鉄バス						
じょうてつバス	5割引	5割引	5割引	5割引		
ばんけいバス	5割引	5割引	5割引	5割引	5割引	5割引
市営交通（地下鉄・市電）						

9 自動車改造費の補助

身体に重度の障がいのある方（身体障害者手帳の等級が肢体不自由で1・2級の方に限る。）が就労・通院などのために、本人が所有し運転する自動車を自身の障がいに合わせて改造しようとする場合、その自動車の改造費用の一部（1回につき上限10万円）を補助します。ただし、改造実施後の申請は補助対象とはならないため、必ず改造実施前に申請が必要です（所得制限及び前回交付を受けてからの期間制限があります。）。

手続 申請書、見積書、改造部分のカタログ等、車検証の写し（自動車購入前は不要）、運転免許証の写し、身体障害者手帳、世帯収入に関する書類などをお持ちになり窓口で申請してください。改造終了後はすみやかに、改造終了報告書、改造費用に係る経費の領収書（原本）、車検証の写し、請求書、振込先口座を確認できるもの（通帳の写し等）を窓口へ提出してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

10 自動車運転訓練費の補助

身体に障がいのある方（身体障害者手帳の等級が4級以上の方）が、就労・通院などのために、自動車運転免許を取得しようとする場合、教習を受けるために必要な経費の一部（上限10万円）を補助します。ただし、免許取得後の申請は補助対象とはならないため、必ず免許取得前に申請が必要です。

手続 申請書、身体障害者手帳をお持ちになり窓口で申請してください。免許取得後はすみやかに、修了報告書、自動車教習所の卒業証明書（原本）、教習料等の領収書（原本）、取得した運転免許証の写し、請求書、振込先口座を確認できるもの（通帳の写し等）を窓口提出してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

11 駐車禁止除外指定車の標章

障がい者手帳等の交付を受けている方で、100ページの障がい施策一覧表「駐車禁止除外指定車の標章」の障がい区分（級）に該当する方は、公安委員会から「駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車」の標章の交付を受けることができます。ただし、交付を受けた標章があっても駐車できない場所がありますので、注意してください。

手続 手帳の交付を受けている本人若しくはその代理人又は介護人が、お住まいの住所を管轄する警察署に申請してください。標章の使用方法や申請手続については、警察本部交通規制課又は警察署の交通課へお問合せください。

◇警察本部交通規制課（中央区北2条西7丁目 ☎ 251-0110（代表））

12 自転車等放置禁止区域での撤去対象除外となる標章

身体障害者手帳をお持ちの方は、事前申請により標章の交付を受けることで、放置自転車の撤去対象から除外される場合があります。ただし、交付を受けた標章があっても駐車できない場所がありますので、注意してください。

対象者

○肢体不自由のうち、下肢、体幹又は移動機能に障がいがある方

○心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能に障がいがある方

手続 身体障害者手帳、本人名義の防犯登録の控をお持ちになり、建設局総務部自転車対策担当課で申請してください。

対象者 1 人につき自転車 1 台のみ申請できます。標章の使用方法や申請手続については、建設局総務部自転車対策担当課へお問い合わせください。

◇建設局総務部自転車対策担当課

(中央区北 1 条西 2 丁目 市本庁舎内 ☎ 211-2456)

13 福祉有償運送

公共交通機関を単独で利用することが困難な障がいのある方などに、NPO 法人等が営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車による運送サービスを行います。利用する場合は実施団体へ会員登録する必要があります。団体によって対応できる運送対象や地域、料金などが異なります。

◇制度に関すること：障がい保健福祉部障がい福祉課

(中央区北 1 条西 2 丁目 市本庁舎内 ☎ 211-2936)

◇利用に関すること：各実施団体